

古田 しのぶ	公明	代表	四
--------	----	----	---

(質問の事項及び要旨)

一 区民の命を守るために

(一) 北区民のワクチン接種を迅速円滑に進めるために
ア まだ予約していない高齢者へ勧奨ハガキの郵送
だけでなく、あんしんセンター等から個別の対応
を求める。

イ コールセンターで相談することが困難な方に対
して、FAXやメールによる相談対応を可能とす
るよう要望する。

ウ ヘルパーなど介護従事者の一回目の接種が、六
十四歳以下の接種が始まるまでに終わることを要
望する。その見通しはいかがか。

エ 障がい者施設通所者は、不慣れな医療機関では
なく、通所施設での接種を求める。また、区内・
外の医療機関から訪問診療を受けている高齢者、
障害者、医療的ケア児者は在宅で慣れた医療機関
からの接種を希望している。接種後の経過観察を
どのように行うのか含め、区、医療機関、本人や

古田 しのぶ

公明

代表

四

家族と検討し、きめ細やかな合理的な配慮のある予約、接種を求めらる。

オ 余剰ワクチンの次の対象者については、医療機関の近隣のアんしんセンターをはじめとする公共施設で働く人に接種すれば区民も納得する。ワクチン廃棄ゼロを目指した取り組みを区民に示してほしい。

カ 医師や歯科医師などの打ち手の確保を行い、夜間、土日、祝日の接種ができる体制を作ること。十二歳から十五歳の接種の検討について迅速な対応を求めらる。

【要旨】

まだ予約していない高齢者へは個別に対応し、コールセンターで相談することが困難な方には、FAXやメールによる相談対応を可能とすること。

会派から要望しているとおり、ヘルパーなどの介護従事者の一回目の接種が六月二十八日までに終わることを要望するとともに、その見通しを示すこと。

古田 しのぶ

公明

代表

四

障がい者施設通所者や訪問診療を受けている高齢者等へは、施設や在宅などで、慣れた医療機関から接種を受けることを希望している。きめ細やかな合理的な配慮のある予約、接種を求める。

余剰ワクチンの次の対象者については、医療機関の近隣のアんしんセンター、ふれあい館、図書館、児童館、学校、保育園などの公共施設で働く人に接種することは区民の理解が得られると思われる。ワクチン廃棄ゼロを目指した取り組みを区民に示すよう求める。

対象年齢が十二歳以上に拡大したが、二度とない学生時代を諦めないためにも、十二歳から六十四歳の接種が急がれる。医師や歯科医師、看護師、薬剤師、救急救命士、臨床検査技師など打ち手の確保を行い、夜間、土日、祝日の接種ができる体制を作ること。十二歳から十五歳の接種の検討について迅速な対応を求める。

古田 しのぶ

公明

代表

四

一 (一) アイウエオカ
はじめに、区民の命を守るために のうち、
ワクチン接種についてお答えします。

まず、 これまでに予約していない
高齢者に対しては、勸奨ハガキの郵送と併せて、
高齢者あんしんセンターにより、
個別の相談や予約代行などに対応いたします。

また、障害があるなどの理由で、コールセンターに
相談することが困難な場合についてですが、現在、
区では、聴覚障害のある方に対して、手話通訳連絡所を
活用した予約支援等を行っています。

今後、様々なケースが生じることも想定されますが、
対応については、適宜検討してまいります。
次に、ヘルパーなど介護従事者の接種については、
残余ワクチン接種の対象とすることにより
接種を進めてまいります。

次に、障がい者施設通所者への接種については、
(後頁へ続く)

古田 しのぶ

公明

代表

四

(前頁から続く)

施設にワクチン接種にかんする意向を調査したところ、施設での接種を希望する意見もある一方で、副反応があった場合の対応を考慮し、利用者それぞれのかかりつけ医や施設近隣の医療機関での接種が望ましいなど、様々な意見がありました。こうしたご意見を踏まえ、医師会の協力のもと、医療機関、施設と調整を行ってまいります。また、訪問診療を受けている療養者等への接種については、在宅診療をされている医師等により、ご自宅で接種できるよう調整してまいります。今後とも引き続き、きめ細かな対応が必要な方(かた)への対応について、医師会をはじめ、接種する医療機関と

(後頁へ続く)

古田 しのぶ

公明

代表

四

(前頁から続く)

協議・検討してまいります。

次に、余剰ワクチンの対象者についてです。

重症化リスクの大きさを踏まえ

北区では、介護従事者等の

高齢者事業に携わる方(かた)を

まず、残余ワクチンの接種対象者とする
ことと致しております。

なお、介護従事者等への接種が進んだ後、

六十四歳以下の方(かた)の接種が

段階的に開始されて以降、

改めてその対象者を検討してまいります。

接種年齢が拡大されたことに伴う

迅速な対応と接種体制の確保についてです。

多忙な青壮年層の方(かた)が

接種を受けやすくするためには、

柔軟な接種体制を構築していくことが

(後頁へ続く)

古田 しのぶ

公明

代表

四

(前頁から続く)

必要と考えており、

効果的な実施方法について

接種する医療機関と協議を進めております。

また、十二歳から十五歳の接種については、

国の方針に従い、速やかに接種券を発行するとともに、
ワクチンの有効性安全性についての
情報提供に努めてまいります。

古田 しのぶ	公明	代表	四
--------	----	----	---

(質問の事項及び要旨)

- 一 区民の命を守るために
- (一) 迅速・円滑なコロナワクチン接種体制を
キ ワクチン接種の際の高齢者及び障害者への移
動支援の周知と、更なる支援について

【要旨】

介護認定が要支援の方や障害者の方も利用できること
について、区民や介護従事者等に更なる周知を求める。
また、特殊な車椅子を使用している方でも安心して利
用できるよう更なる支援を求める。

古田 しのぶ	公明	代表	四
--------	----	----	---

一(一)キ

次に、ワクチン接種の際の

高齢者及び障害者への移動支援の周知についてです。

区では、「災害時におけるタクシー・バス車両による緊急輸送協力にかんする協定」を締結している

十一のタクシー会社等の協力を受け、

要介護認定を受けた方(かた)のうち、

ワクチン接種施設への自力での移動が困難であり、

家族の支援が受けられない方(かた)を対象に、

タクシーによる移動支援を

高齢者の接種開始時期に合わせて開始しています。

また六月七日からは、

支援が必要な方(かた)の実態も踏まえ、

要支援の方(かた)、障害者手帳をお持ちの方(かた)を

対象に加えました。

このたび対象者を拡大したことから、

あらためて北区ニュースやホームページへ掲載し、

(後頁へ続く)

古田 しのぶ

公明

代表

四

(前頁から続く)

さらに医療・福祉事業関係者専用サイト等を活用し、介護従事者から対象者への周知依頼を行うなど、支援が必要な方(かた)に情報をお届けできるよう努めてまいります。

また、これまでの配車依頼の中には、大型の車椅子に乗ったままでの乗車を希望する方(かた)がいますが、協定締結タクシー会社で手配できる車両は通常の車椅子対応のみとなりますので、ご希望に沿うことができません。

その方(かた)が、訪問診療を受けている場合は、訪問診療医による接種を行うことも可能ですが、訪問診療を受けていない場合も想定されます。

移動支援事業の対象でありながら、車両の制約等により

支援が受けられない方(かた)に対しては、状況を鑑(かんが)みながら支援策を検討してまいります。

古田 しのぶ	公明	代表	四
--------	----	----	---

(質問の事項及び要旨)

一 区民の命を守るために

(二) 子宮頸がん対策について

ア 個別通知について

(ア) ワクチン接種期限の延長について

(イ) リーフレットと予診票の送付について

(エ) 定期接種を逃した世代への助成について

【要旨】

ア(ア)新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、定期接種の期間を延長すべき。

(イ) リーフレットを全対象者に送付すべき。また、申込書でなく予診票を送付すべき。

(エ) 接種機会を逃した世代にもリーフレットを送付し、ワクチン接種の費用助成をすべき。

(背景)

子宮頸がんワクチンは副反応のおそれから平成二十五年に積極的勧奨が中止されたが、国は昨年十月に個別通知による情報提供を行うよう自治体に通知した。

古田 しのぶ

公明

代表

四

一 (二) ア (ア) (イ) (エ)

次に、子宮頸がん対策についてです。

まず、新型コロナウイルス感染症の発生にともない、子宮頸がんワクチン等の

定期接種を差し控えられた方については、厚生労働省より、

最大で二年まで定期接種期間の延長を行える

経過措置が通達されており、

今後とも、周知に努めてまいります。

次に、子宮頸がんワクチンのリーフレット配布についてです。

従来から申込書にQR（きゅうあーる）コードを

添付して、リーフレットを入手しやすい方法を

案内していたところですが、

接種を検討・判断するための有効性・安全性にかんする情報を、より確実に届ける観点から、

紙媒体での送付を検討してまいります。

（後頁へ続く）

古田 しのぶ

公明

代表

四

(前頁から続く)

なお、申込書の配布でなく、予診票を送付する方法については、積極的勧奨と誤解されるおそれがあることから、慎重に検討してまいります。

次に、

既に定期接種としての接種期間が過ぎた方への接種費用の助成については、予防接種法による報告制度及び被害救済制度の対象とならないため、副反応発生時に、様々な不利益が生じる可能性があることなどから、費用助成をおこなうことは考えておりません。

古田 しのぶ

公明

代表

四

(質問の事項及び要旨)

一 区民の命を守るために

(一) 子宮頸がん対策について

ア 個別通知について

(ウ) 子どもたちや保護者ががんについて正しい知識をもてるよう教育委員会としての後押しを

【要旨】

子宮頸がんのこと、ワクチンの有効性や副反応を正しく理解し接種を判断することが大切。

中学校学習指導要領において保健体育の授業においてがんを扱う。

子どもたちや保護者ががんについて正しい知識を持つことができるよう教育委員会で後押しすべきと考えるがいかがか。

古田 しのぶ

公明

代表

四

一 (二) ア (ウ)

私からは、はじめに、

「子宮頸がん対策」についての「質問のうち、

「子どもたちや保護者が

がんについて正しい知識をもてるよう

教育委員会としての後押しを」

についてお答えします。

がんは日本人の死因の第一位であり、

二人に一人は一生のうち何らかのがんにかかる

と推計されていることなどから、

学校における「がん教育」の重要性は

高まっていると捉えております。

中学校では新学習指導要領に基づき、

文部科学省の「がん教育推進のための教材」や

東京都教育委員会のリーフレットなども活用し、

保健体育科や他の教科等と関連付けて、

(後頁へ続く)

古田 しのぶ

公明

代表

四

(前頁から続く)

がんの予防や健康と命の大切さについて生徒が主体的に考えることができるよう指導しています。

また、北区学校保健会においては、がん教育についての講演会を実施するなど、保護者に対しての普及啓発も行っています。今後は、医療従事者やがん経験者などの外部講師による授業の実施機会をさらに充実するなど、生徒や保護者に対するさらなるがん教育の推進に努めてまいります。

古田 しのぶ

公明

代表

四

(質問の事項及び要旨)

- 一 区民の命を守るために
- (二) 子宮頸がん対策について
- イ、検診について

【要旨】

ワクチンの接種の有無にかかわらず定期健診を受けることで、早期発見が可能となる。

しかし、北区の一昨年の子宮がん検診受診率は、三区最下位の十・八％。改善が急務。多くの自治体は、個別の受診勧奨・再勧奨の対象年齢を拡充して実施するための国の補助事業を利用して、子宮頸がんや乳がんは二年に一回、受診券送っている。北区は自分で申し込みをしない限り受診券は来ない。

初めて対象年齢になったときのクーポンだけでなく、二年に一度必ず個別に勧奨通知を届け、受診しない人には再勧奨して、北区の女性が女性特有のがんで悲しい思いをすることが無いよう取り組んでください。

古田 しのぶ

公明

代表

四

一 (二) イ

次に、検診についてです。

がん検診を定期的に受診することは、

がんの早期発見・早期治療につながる

有効な手段です。

北区では、胃がん検診を受診できる期間を

二か月間延ばすなど、

検診を受診できる期間を拡大するとともに、

大腸がん検診を特定健診などと同時に実施することで、

利用しやすい環境を整え、

受診率の向上に結び付ける取組を進めています。

また、子宮がん検診と乳がん検診については、

がん検診について知っていたいただくため、

「新たなステージに入った

がん検診の総合支援事業」として、

二十歳(はたち)になった方(かた)に、子宮頸がん検診、

四十歳になった方(かた)に、

(後頁へ続く)

古田 しのぶ

公明

代表

四

(前頁から続く)

乳がん検診のクーポン券を発送しています。

検診の受診勧奨については、区民の皆さまに、がん検診を受けていただくための動機付けとして有効であると認識しています。

北区では、毎年三月に健康診査、がん検診などのご案内の冊子を全戸配布するとともに、がん検診の未受診者への個別勧奨を行う取組の一つとして、胃がん検診では節目の年齢で、個別の受診勧奨を行っています。

子宮がん検診、乳がん検診につきましても、勧奨の方法を工夫するなど、より多くの方に検診を受診していただけるよう、効果的な取組について、検討してまいります。

古田 しのぶ

公明

代表

四

(質問の事項及び要旨)

一 区民の命をまもるために

(三) 安心・安全な暮らしのために

ア 災害備蓄について

(ア) 備蓄用品の入れ替えに伴い、この三月には生理用品の配布を行い、必要とされる方に喜ばれた。

このように食品以外の備蓄について、一定期間で入れ替えて、廃棄ではなく、活かすためのローリングストック計画を立てるべきと思うがどうか。

(イ) 災害時に有用な液体ミルクの備蓄について、会派としてたびたび要望してきたが、区からは賞味期限が短い・温度管理が必要との理由から進められてこなかった。この度、賞味期限が粉ミルクと同じ十八カ月という商品が出た。保育園や学校倉庫などで、液体ミルクをローリングストックし、区内の赤ちゃんとその家族が安心できる状況を作るべきと考えるがどうか。

古田 しのぶ

公明

代表

四

一 (三) ア (ア) (イ)

次に、安心安全な暮らしのためにのご質問にお答えします。

最初に、備蓄物資についてです。

災害用の備蓄物資につきましては、

使用期限が切れる前に入れ替えを行い、

有効活用を図ることが望ましいものと考えております。

令和元年度に

北区災害用備蓄・管理・供給計画を策定し、

入れ替えの対象となる備蓄物資の活用について

現在、検討を進めております。

今後は、備蓄管理システムの導入により、

さらに的確な備蓄物資のローリングストックが

実施できるよう努めてまいります。

(次頁へ続く)

古田 しのぶ

公明

代表

四

(前頁より続く)

液体ミルクにつきましては、

粉ミルクに比べて、

粉末を溶かすための煮沸(しゃぶつ)が不要である等

利便性が高い一方で、

温度管理や広い保管スペース等が必要といった

課題があると認識しております。

しかしながら、

今回、賞味期限の長い商品が発売されたことは、

大きな改善があったと捉えておりますので、

先ずは備蓄倉庫において、次回の入替の際、

一部を液体ミルクに

切り替えることにしたいと存じます。

古田 しのぶ

公明

代表

四

(質問の事項及び要旨)

一 区民の命を守るために

(三) 安全・安心な暮らしのために

イ 土砂災害対策について

【要旨】

北区では平成二十九年度から三年間にわたり、区内の一八一七か所のがけ・擁壁を調査し、健全度を五段階に分け、早期の補強や改善が必要なランクDの三十七か所緊急の対策が必要なランクEの三十一か所について、所有者に対し危険性の説明や助成制度の周知などの普及啓発を行ってきたが、以下三点、質問する。

(ア) 危険な崖・擁壁は何件改善されたのか、実績を示せ。

(イ) 工事費用の助成割合や限度額の引き上げが必要だと思うが、見解を示せ。

(ウ) 人が暮らすには危険な崖地を面的に整備することも視野に入れ、思い切った対策をとるべき。区でどのように介入できるか、見解を示せ。

古田 しのぶ

公明

代表

四

一 (三) イ (ア) (イ) (ウ)

次に、土砂災害対策についてお答えします。

はじめに、危険ながけ・擁壁の調査後における改善実績についてです。

区では令和元年度の調査以降、早期に補強や改善が必要な、がけ・擁壁の健全度評価ランク

D及びEに該当する全所有者に対して、安全対策支援事業の説明や

無料の改修アドバイザー派遣など、

積極的に助言・指導を行っておりますが、

現在、具体的な改善に結びついていない状況です。

改善が進まない理由として、費用面や相続、

今後の建て替えの機会を捉えてなど、

所有者の様々な事情があると認識しています。

今後とも、危険ながけ・擁壁の安全対策を

進めるため、ご提案の工事費の助成割合や限度額の引き上げなど、必要な対策を検討してまいります。

(後頁へ続く)

古田 しのぶ

公明

代表

四

(前頁から続く)

次に、危険ながけ地を面的に整備することにかんする区の見解についてです。

一般に、がけ地の維持管理につきましては、土地の所有者が行うところではありますが、連続して広範囲にわたる、がけ地では、土地所有者や借地・借家人等の権利者が複雑にかかわっており、また、道路に接していない敷地も見受けられるなど、個々の敷地単位では適切な維持管理を行うことが困難な状況もあると考えます。

(後頁へ続く)

古田 しのぶ

公明

代表

四

(前頁から続く)

区といたしましては、

まずは、早期に補強や改善が必要な

がけ・擁壁所有者へ、

対策方法等の助言・指導を行い、

まちづくりの視点からは、

危険ながけ地周辺における一定範囲の

面的な整備手法の調査・研究や課題の整理など、

コンサルタントの活用も含め、

地元町会や所有者のご理解・ご協力を得ながら、

検討してまいります。

また、区で対処できない内容につきましては、

引き続き、特別区長会を通じて、

国、東京都に、

施策及び予算にかんする要望を行うなど、

安全、安心なまちづくりにつなげてまいります。

古田 しのぶ

公明

代表

四

(質問の事項及び要旨)

一 区民の命を守るために

(三) 安心安全な暮らしのために

ウ 客引き防止条例の制定について

(ア) 客引き防止条例の制定に向けての推進状況を問う。

(イ) 条例制定・施行までの期間に、迷惑行為を止めさせる具体的施策として、赤羽警察署名での「客引き等の行為は、都条例違反であり、取り締まりの対象になる」旨の、アナウンス放送を求める。

(ウ) 客引きが設置看板を見えないように動かしている」と聞いているので、路上への「客引き行為は違法」とのマークの標示を求める。

(エ) 青色防犯パトロールカーが巡回回数を増やしているが、客引き行為は車が侵入出来ないところで発生しているので、降車しての巡回など、体制の強化を求める。

古田 しのぶ

公明

代表

四

(才) 同種条例は、二十三区のうち十二区、立川市や八王子市でも同種条例が制定されているので、一刻も早い制定に向け、区長の強いトップダウンを求める。

【要旨】

赤羽駅周辺の客引き行為について、平成三十一年の予算委員会で、公明党から「客引き防止条例」について質問し、当時の危機管理室副参事から「他区と状況が違うので、地域のお考えを頂きながら随時研究を重ね、警察とも連携し条例制定に向けて推進していきたい」旨の答弁があった。

現在の赤羽の状況は緊急事態宣言下の中、客引きを雇い「酒が飲めますよ」という客引き行為が後を絶たず、東京都の要請に従い酒類を提供していない店舗からは、「コロナも大変、客引きも大変」という悲痛な声が上がっている。

古田 しのぶ

公明

代表

四

一 (三) ウ (ア) (イ) (ウ) (エ) (オ)

次に、客引き防止条例の制定についてのご質問にお答えします。

はじめに、条例の制定に向けての推進状況についてです。

現在、都内では、十二区及び三市において、当該条例を制定しており、これまで区では、地域性や実情等を踏まえた条例の具体的内容など、先行自治体の状況について研究を行ってまいりました。

今後もし引き続き、先行自治体における条例の効果や課題等の研究を深めるとともに、町会・自治会、関係商店街等から意見を伺い、さらには、警察等の関係機関との協議を重ねるなど、条例制定に向けた検討を継続してまいります。

次に、アナウンス放送についてですが、以前、地元商店街からの要望を受け、

(後頁に続く)

古田 しのぶ

公明

代表

四

(前頁から続く)

区と赤羽警察署で検討した

音声データを提供しておりますが、

今後必要に応じて支援していきたいと存じます。

次に、路面へのマーク標示についてです。

現在、区では、道路管理の視点から必要最低限の路面標示を行っております。

「路上での客引き行為は違法」の路面標示は、

ひとつの対策と考えられますが、視認のしやすさ等の面で課題となる場合もありますので、警戒プレートの掲示など、他の効果的な対策について検討してまいります。

また、青色パトロールカー乗務員による降車警戒については、駐車場所等の課題はありますが、実施に向けて調整したいと存じます。

いずれにしましても、区といたしましては、商業の街、赤羽の健全な発展に向け、引き続き、違法な客引きの防止に全力で取り組んでまいります。

古田 しのぶ

公明

代表

四

(質問の事項及び要旨)

二 区内事業者の支援について

(一) 公契約条例の制定について

ア 理念だけではない実効性のある条例の制定が必要である。制定にあたっての課題解決に向けた検討状況はいかがか。

イ 区内に拠点を置く事業者を育成していく観点を持ち、それをどう担保するのか。

ウ 既に七区で制定され、他の区でも制定に向けた準備が進んでいる。民間企業の従事者の労働環境確保と公共工事の品質の確保をすることによって地域経済が活性化していくよう、公契約条例の一日も早い制定を求める。

古田 しのぶ

公明

代表

四

二(一) アイウ

次に、公契約条例の制定 について、
お答えします。

区における検討状況につきましては、
令和二年度に予算化しました先行自治体への調査は、
コロナ禍において実施することはできませんでしたが、
特別区課長会における情報交換や、
インターネットを活用して
他自治体の動向の把握に努めてまいりました。

こうした調査・研究をとおして、
条例の制定にあたりましては、区にとっては、
公契約条例の定めるとおりに労働条件が適切に
確保されているかを確認する仕組みの確立や
遵守されていない通報があった際の、
検査体制の確立、及び、その事務量の大きさが、
また、事業者にとっては、労働報酬にかんする書類を
提出することによる事務負担の増大などが

(後頁へ続く)

古田 しのぶ

公明

代表

四

(前頁から続く)

解決すべき課題であると認識しています。

今後とも入札・契約制度の改善を進め、

従事者の勤務条件についても、

法令遵守の徹底に取り組んでまいりますが、

公契約条例 制定につきましては、

区議会において陳情が採択されたことから、

区議会のご意見を十分に伺いながら、

区内事業者育成の視点の位置づけを含めまして、

調査を進め、検討を深めてまいります。

古田 しのぶ

公明

代表

四

(質問の事項及び要旨)

二 区内事業者の支援について

(一) 融資あっせんの利子補給等について

ア 区内事業者への訪問相談等の実施について

コロナ禍の長期化により、区内飲食店はじめ様々な業種から悲痛な声を聞いている。月次支援金の申請もはじまるが、先月が申請期限であった一時支援金は、ネット申請のみでサポート会場も区内にはなく申請をあきらめた人もいたし、一時支援金の存在を知らない人もいた。こうしたことから、役所内で相談を待つだけでなく、出向いて、状況を聞き、打開策を一緒に考え、その際に月次支援金などを周知し、申請のサポートを行うことが、区内事業者の支援になる。是非、取り組みを進めてほしいが、いかがか。

古田 しのぶ

公明

代表

四

二(二)ア

次に、融資あっせんの利子補給等のご質問に

お答えします。

はじめに、区内事業者への訪問相談等の実施についてです。

現在、北区では、新型コロナウイルスにかんする中小企業支援策について、国や東京都・北区の支援制度をそれぞれとりまとめ、ホームページやメールマガジンにおいて迅速な情報提供に努めています。

あわせて、経営相談や技術相談員・販路拡大コーディネーターによる出張相談等の際には、適宜、これら各種制度のご案内を行っているところです。また、六月からは、オンラインによる経営相談も新たに開始しました。

(後頁へ続く)

古田 しのぶ

公明

代表

四

(前頁から続く)

コロナ禍による事業者への支援策については、
国や東京都においても随時、制度の新設や
見直しが行われています。

北区としましても、こうした状況をふまえ
相談事業の運用の工夫や

関係団体との連携を密にすることで、

その都度、必要な情報が確実に
事業者のもとに届くよう、

わかりやすく、きめ細かい情報提供や

事業展開に努めるとともに、

今後も事業者の皆さまのお声に耳を傾けながら、

一層寄り添った相談体制についても

検討を進めてまいります。

古田 しのぶ

公明

代表

四

(質問の事項及び要旨)

二 区内事業者の支援について

(一) 融資あっせんの利子補給等について

イ 北区新型コロナウイルス感染症対策緊急資金の制度の見直しについて

昨年三月から開始した、北区新型コロナウイルス感染症対策緊急資金は、北区から信用保証料と利子の一部が補給されている。融資あっせんを受けた事業者から、「

融資から一年が経過し、返済が始まる。コロナ禍の長期化で現在の状況で返済が始まると、経営が非常に厳しくなる。」との声もある。本来ならば、支払いの先延ばしを行うことが望ましいが、現行では、融資の要件が変更された場合、区からの利子補給が停止する制度になっている。政府系金融機関による実質無利子・無担保融資等についても、申込期限が延長されるなどの対応がされている。区においても、要件を変更した場合でも、利子補給を継続できる制度に変更すべきと考えるが、区の考えを問う。

古田 しのぶ

公明

代表

四

二(二)イ

次に、北区新型コロナウイルス感染症対策緊急資金の制度の見直しについて お答えします。

新型コロナウイルス感染症対策緊急資金は、融資期間を五年以内、

据置(すえおき)期間を十二か月以内とし、令和二年三月から開始した制度です。

そのため、据置(すえおき)期間を経過し、すでに返済が始まっている事業者の方も出てきていますが、

コロナ禍の長期化などの影響により、

厳しい経営環境が続いている事業者の方も多く、

金融機関と相談のうえ、

据置(すえおき)期間や返済期間の延長などを行う方もいる状況です。

この場合、ご指摘のように、現状では、返済条件の変更にあたるため、

北区中小企業融資要綱に基づき

利子補給を停止することとなり

(後頁へ続く)

古田 しのぶ

公明

代表

四

(前頁から続く)

コロナ禍の先行きの見通しも不透明な中では、課題の一つであると認識しているところです。

北区としましては

区内中小事業者に対する支援の一つとして、

ご質問いただきました、

返済条件を変更した場合についても

利子補給を停止することなく、継続できるように

金融機関と協議も行き、

制度の変更に向け、早急に準備を進めてまいります。

古田 しのぶ

公明

代表

四

(質問の事項及び要旨)

三 誰も孤立させない、ひとりぼっちをつくらない北区へ

(一) 重層的支援体制について

ア 重層的支援体制整備事業について、北区としても積極的に取り組んでいくことが必要と考えるが、どういう検討を行ってきたのか。また、課題をどう認識しているのか。

イ 「相談支援」「社会参加支援」「地域づくり」の三つの支援を一体として行う重層的支援体制整備事業について、三つの支援のうちできるところから取り組んでいくべきと考えるが、区の見解は。

(要旨)

コロナの影響が長引くなか、子どもや若者、女性の自殺増加、DV、孤独死など社会的孤立を巡る課題は深刻化している。北区には、くらしとしごと相談センター、地域包括支援センター等の窓口はあるが、複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービスの提供体制の整備が求められている。

古田 しのぶ	公明	代表	四
--------	----	----	---

【重層的支援体制整備事業】

社会福祉法の改正により、地域住民やその世帯の複雑化・複合化した地域生活課題や支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、市町村において属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業として創設され、令和3年4月1日施行された。

八王子市では、社協に委託して、市内9か所の地域福祉推進拠点に、コミュニティソーシャルワーカーを配置し実施している。そのほか、地域包括支援センターを拠点にした事例等がある。

古田 しのぶ

公明

代表

四

三(一)ア・イ

次に、誰も孤立させない、ひとりぼっちをつくらない北区へのご質問についてお答えします。

はじめに、重層的支援体制整備事業についてです。

この重層的支援体制整備事業は、

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するために、

「属性を問わない相談支援」「参加支援」

「地域づくりに向けた支援」の三つの支援を

一体的に実施するものであり、その実施にあたっては、既存の相談支援や地域づくり支援の取り組みを活かすことが、課題と認識しています。

区では、北区社会福祉協議会の

コミュニティ・ソーシャル・ワーカーや

地域包括支援センターの生活支援コーディネーターが相談支援や地域づくりの活動を行っています。

(前頁から続く)

古田 しのぶ

公明

代表

四

(後頁へ続く)

現在、その活動プロセスや、

配置後の効果など検証を進めているところ です。

なお、「属性を問わない相談支援」については、

現在実施している各所管の相談業務を

基盤とすることができると考えられます。

引き続き、相談窓口間の連携強化を進め、

重層的支援体制の整備に向け努めてまいります。

古田 しのぶ

公明

代表

四

(質問の事項及び要旨)

三 誰も孤立させない、ひとりぼっちをつくらない北区へ

(二) 自殺対策

ア、他の施策との連動について

イ、地域ネットワークの構築と自殺未遂者の支援について

【要旨】

コロナ禍の孤立で自殺者が増えた。自殺は既存の制度や支援策では対応しきれない問題が重なり、追い込まれた末に起きる。自殺に対応できる地域のセーフティネットを作れば、地域の他のあらゆる問題にも対応できるものになる。そこで自殺対策に関連して五点質問する。

自殺は他の施策との連動が重要と言われている。足立区では、相談者からの相談内容が、他機関の支援等につなげていく必要がある場合、「つなぐ」シートを活用している。北区ではどのように連動しているか。

古田 しのぶ

公明

代表

四

庁内関係課だけでなく、医師・歯科医師・薬剤師会、警察消防、ハローワーク、NPOや社会福祉法人、産業界、弁護士会、鉄道会社などと共に、自殺対策に関する地域ネットワークを作って取組を強化すること、自殺リスクが最も高いとされている自殺未遂者を把握し支援をしていく体制を作ることを求める。

古田 しのぶ

公明

代表

四

三(二)ア、イ

次に、自殺対策について、順次お答えします。

まず、他の施策との連動についてです。

自殺対策においては、過労や生活困窮など、

多様かつ複合的な要因を解決していくことが

必要なことから、相談者が最初に相談する窓口で、

SOSを受け止め、

関係機関と連携して対応していくことが必要です。

北区では、健康推進課や、生活福祉課など、

関係十八課で設置する自殺対策連絡会で、

情報の共有や交換などを行うとともに、

窓口での相談においては、ケースに応じて

関係課に連絡し、情報共有しています。

令和三年三月に開催した「ひきこもり相談会」では、

合同相談シートを作成し、

相談者が記入した相談内容などを、

必要となる関係課で情報共有する取組を実施しました。

(後頁へ続く)

古田 しのぶ

公明

代表

四

(前頁から続く)

自殺対策においても、相談シートの作成を含め、関係する所管課が、効率的かつ効果的に情報を共有し、連携した対応ができる体制づくりに取り組んでまいります。

自殺対策にかんする

地域ネットワークの構築については、他の自治体の事例も参考にしながら、検討してまいります。

自殺未遂者の把握と支援については、情報の把握方法などの課題があることから、今後、他の自治体の先進的な取組について情報を収集し、研究してまいります。

古田 しのぶ

公明

代表

四

(質問の事項及び要旨)

三 誰も孤立させない、ひとりぼっちをつくらない北区へ

(二) 自殺対策

ウ、ゲートキーパーの拡充について

エ、メンタルヘルス・ファーストエイドの普及について

【要旨】

窓口を訪れた人の小さなSOSを見逃さないよう、全職員がゲートキーパー研修を受講すること。また、子どもの何気ないサインに気付くことができるよう、青少年委員、民生児童委員、子ども食堂やわくわく教室のスタッフなど、子どもに身近なところや世代が近いところのゲートキーパーを増やすことについて、見解を求める。

精神疾患を抱える人に対して、専門家ではない家族や友人などの身近な人が初期対応できる「メンタルヘルス・ファーストエイド」という支援を、コロナ禍の今こそ普及させていくことが有用と考えるがいかがか。

古田 しのぶ

公明

代表

四

三(二)ウ、エ

次に、ゲートキーパーの拡充とメンタルヘルス・ファーストエイドの普及についてです。

身近にいる人がサインに気づき、話を受け止め、適切な相談機関につなぐことで、自殺予防につなげていくゲートキーパーの役割は大きいものと認識しています。

令和二年度は、新規採用職員と係長候補者

二百十二名に、ゲートキーパー研修を実施しました。

また、これまで、民生委員、青少年地区委員など、地域の方(かた)を対象にした

研修や学習会も実施しており、平成二十三年度以降、受講者は千七百名を超えています。

今後、ゲートキーパー研修の対象者については、教育委員会とも協力して、子どもの身近な存在である関係者への実施も含め、検討してまいります。

(後頁へ続く)

古田 しのぶ

公明

代表

四

(前頁から続く)

メンタルヘルス・ファーストエイドは、メンタルヘルスの問題を抱える人に対し、専門家による支援が提供される前に、適切な初期支援を行うための行動計画です。

どのような支援を提供すべきか、どのような行動すべきかという対応法を身につけるプログラムであり、ゲートキーパーのスキルでも必要であることから、研修内容に入れるほか、直接、相対(あいたい)する身近な家族の方が支援する際にも有用なことから、メンタルヘルス・ファーストエイドについては、機会を捉え、情報発信してまいります。

古田 しのぶ

公明

代表

四

(質問の事項及び要旨)

三 誰も孤立させない、ひとりぼっちをつくらない北区
へ

(一) 自殺対策

オ SOSの出し方教育

【要旨】

児童生徒に対するSOSの出し方に関する教育の実施率と今後の取組について伺う。

古田 しのぶ

公明

代表

四

三(二)才

次に、

「自殺対策」についての「ご質問のうち、

「SOSの出し方教育」についてお答えします。

コロナ禍において児童・生徒が孤立し、

深刻な悩みを一人で抱え込んでしまうことが

懸念されます。

現在、全小・中学校において、

困難やストレスへの対処のしかたを身に付けさせる

「SOSの出し方に関する教育」を

教育課程に位置付け、

東京都教育委員会が作成したDVDの視聴、

学級指導や校長講話など

全ての子どもを対象に毎年度繰り返し実施しており、

実施率は100%です。

(後頁へ続く)

古田 しのぶ

公明

代表

四

(前頁から続く)

今後は、「児童・生徒向けアンケート」や

「教職員向けチェックリスト」などを活用し、

児童・生徒の小さな変化を見逃さない取り組みを進めるとともに、

保護者・地域に向けて

「保護者向けリーフレット」を

学校だよりやホームページ等で周知し、

学校・家庭・地域の連携による

「子どもが安心して相談できる環境」の構築に努めてまいります。

古田 しのぶ

公明

代表

四

(質問の事項及び要旨)

三 誰も孤立させない、ひとりぼっちをつくらない
北区へ

(三) 性的安全が守られるように

ア 教職員等が性犯罪の加害者にならないためのガ

イドラインの作成や定期的な研修の実施

イ 被害にあった子どもや発見した教職員等の相談

先の周知

ウ 子どもたちが被害者にも加害者にもならないた

めの早期の性教育と保護者への啓発の実施

【要旨】

性犯罪に巻き込まれる十八歳未満の子どもが

増加傾向にある。

また、わいせつ行為を理由に教員の

免許再交付を拒む法が制定された。

子どもが性被害から守られる

北区にするための取組について

教育長の見解を伺う。

古田 しのぶ

公明

代表

四

三(三) アイウ

次に、「性的安全が守られるように」との
ご質問にお答えします。

性犯罪や性暴力は、

被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、
その心身に長期にわたる重大な悪影響を及ぼすため、
その根絶に向けた取り組みを
強化していく必要があると考えます。

本年四月には、文部科学省と内閣府が協力し、

「生命(いのち)の安全教育」

という教材を作成・公表しました。

この教材を幼児期から発達段階に合わせて活用し、
誰もが性犯罪や性暴力の加害者にも、被害者にも、
傍観者にもならないための指導を進めるよう
各校・園に周知してまいります。

(後頁へ続く)

古田 しのぶ

公明

代表

四

(前頁から続く)

また、教員やわくわくひろばのスタッフなどの
研修において、

本教材の「指導の手引き」に示された、

「生命の安全教育」の趣旨・目標や

推進に当たったの留意点などについて共通理解を図り、
子どもに関わる大人が加害者にならないよう、
意識啓発を図ってまいります。

相談先については、これまでも

各種相談窓口の一覧を

年間三回以上、定期的に児童・生徒に配布し、
不安や悩みがある時は一人で悩まず
相談することを指導しております。

教職員が子どもの被害を発見した場合には、
速やかに管理職に報告するとともに

警察や児童相談所等の関係諸機関に相談するよう、
徹底を図っています。

(後頁へ続く)

古田 しのぶ

公明

代表

四

(前頁から続く)

合わせて保護者に向けては、

セーフティ教室における意見交換会や保護者会の際に、

「生命の安全教育」の一般向け資料を

配布するなどして、

今後も必要な啓発を図ってまいります。

古田 しのぶ

公明

代表

四

(質問の事項及び要旨)

三 誰も孤立させない、ひとりぼっちをつくらない北区へ

(三) 性犯罪・性暴力対策について

エ 被害者に寄り添う支援体制の強化策の検討、
まずは相談先を案内するホームページの改善

【要旨】

国は令和二年度から四年度までの三年間を性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」と決め、全国共通短縮ダイヤル「#8891（はやくワンストップ）」の運用や専門家がチャットで相談に応じるなどの取り組みが始まった。

「性的安全が守られる北区」にするための対策について、前向きな答弁を求める。

古田 しのぶ

公明

代表

四

三(三)エ

次に、性犯罪・性暴力対策に対する
ご質問のうち

被害者に寄り添う支援体制について、
お答えいたします。

性犯罪・性暴力は、
重大な人権侵害であり、
深刻な問題であるとの認識のもと、
第六次アゼリアプランにおいて、
相談事業の充実を取組みに位置づけています。

区では、性暴力や性被害に特化した相談窓口は
設置しておりませんが、
スペースゆうの、こころと生き方・DV相談をはじめ、
生活福祉課の婦人相談
健康支援センターでの女性の健康相談など
さまざまな問題の相談に応じ、

(後頁へ続く)

古田 しのぶ

公明

代表

四

(前頁から続く)

問題解決に向けて適切な支援につなげるため、
専門の窓口を紹介しているところです。

区といたしましては、

さまざまな相談窓口があることをお伝えするため、
分かりやすく、閲覧しやすい、
北区ホームページ作りを進めてまいります。

古田 しのぶ

公明

代表

四

(質問の事項及び要旨)

三 誰も孤立させない、ひとりぼっちをつくらない北区へ

(三) 性的安全が守られるように

オ、性依存症回復プログラムへのつながりについて

【要旨】

痴漢などの加害者になってしまった人が同じ過ちを繰り返さないようにするための、性依存症回復プロジェクトなどへつながることができるようになること。

古田 しのぶ

公明

代表

四

三(三)オ

次に、性依存症回復プログラムへのつなぎについてです。

北区では、アルコールや薬物、ギャンブルなどの依存症について、

健康支援センターの窓口で相談に応じるとともに、毎月一回、専門医による相談を受け付けています。

性依存症にかんする相談を受けた際は、相談内容を十分に勘案し、専門の治療機関を紹介するなど、適切に対応してまいります。

性暴力の加害者などに対する

他の自治体の取組として、

福岡県では「性暴力加害者相談窓口」を設置し、再犯防止・社会復帰につなげるサポートに取り組んでいます。

(後頁へ続く)

古田 しのぶ

公明

代表

四

(前頁から続く)

痴漢などの加害者が、
依存症の回復プログラムを受けるとは、
再発防止に向けた有用な取組であると認識しており、
他の自治体の先進的な取組について
情報収集を行ってまいります。

古田 しのぶ

公明

代表

四

(質問の事項及び要旨)

三 誰も孤立させない、ひとりぼっちをつくらない
北区へ

(四) 女性支援

ア 生理用品を小中学校のトイレに配備することを
求める

【要旨】

今年度、すべての東京都立高校の女子トイレに生理用品を配備することとなった。北区の小中学校でも同様の取組ができるよう検討することを求める。

古田 しのぶ

公明

代表

四

三(四)ア

次に、女性支援のご質問のうち、小中学校での生理用品の配備についてです。

現在、区立小・中学校では、予備の生理用品を保健室に備え、児童・生徒が忘れた場合や急に必要となった場合に個別に配布し、必要に応じて児童・生徒の体調等の確認を行っています。

新型コロナウイルスの感染拡大が長期化する中、経済的な理由などで生理用品を購入できない女性を支援するための一環として、学校のトイレに生理用品を設置する自治体もあり、東京都立高校においても同様の取り組みを実施することは認識しておりますが、区立小・中学校でのトイレへの設置については、設置場所の確保、補充や在庫管理の方法などの様々な課題があると考えますので、

(後頁へ続く)

古田 しのぶ

公明

代表

四

(前頁から続く)

東京都や先行自治体の取組を調査、把握するとともに、
校長会とも意見交換しながら、
これらの課題解決に向けて検討してまいります。

古田 しのぶ

公明

代表

四

(質問の事項及び要旨)

三 誰も孤立させない、ひとりぼっちをつくらない北区へ

(四) 女性支援を行う体制整備について

イ 生理用品を一回配っただけで終わりにせず、支援の行き届かない女性を支える対策を。

【要旨】

「生理の貧困」に対し、支援策が広がるよう推進してきた。二、三十代の女性に話しを聞くと、経済的負担だけでなく、生理の正しい知識を得る機会がなく、また、不育症や不妊について気軽に相談できるところがないこと婦人科は受診しにくいこと、医療費の負担など、多くの課題があった。

イ 「地域女性活躍推進交付金」を活用し、生理用品の提供も含め、寄り添った支援を行うNPO法人などを、積極的にサポートする自治体もある。北区でも支援の行き届かない女性を支える対策を講じるべき。

【参考】内閣府男女共同参画局

「地域女性活躍推進交付金」の補助率の引き上げに係る新たな追加措置(つながりサポート型)は、地方公共団体が、アウトリーチ型の相談支援や、同行支援、居場所の提供などの事業をNPOなどの民間団体に委託し、総事業に占める委託の割合が四分の三以上の場合に、その四分の三に相当する額について交付するもの。相談支援の中で生理用品の提供を行うことは可能。

古田 しのぶ

公明

代表

四

三(四)イ

次に、生理の貧困など、

支援の行き届かない女性を支える対策についてです。

新型コロナウイルス感染症の

影響が長引くことにより、

特に女性への影響は大きく表れており、

雇用や生活面で大変厳しい状況にあると認識しています

区といたしましては、

経済的な理由により、生理用品を

購入することができない

「生理の貧困」が顕在化していることから

三月二十五日から四月九日まで

防災備蓄生理用品を配布したところ です。

ご提案の国の交付金を活用した生理用品の提供や

相談支援につきましては、

今後、他自治体の事例も参考にしながら

調査・検討してまいります。

古田 しのぶ

公明

代表

四

(質問の事項及び要旨)

三 誰も孤立させない、ひとりぼっちをつくらない北区へ

(四) 女性支援

ウ、身近なところでの女性相談について

【要旨】

産後ケア事業に力を入れてきたが、流産や死産などでお子さんを亡くされる方がいる。極度の不安や抑うつなどのメンタルヘルス上の問題が生じる恐れがあり、十分なケアが必要。本年五月、厚生労働省は「出産」には、流産・死産の場合も含まれること、母子保健施策の実施の際は、流産や死産を経験した女性を含めた支援を行う体制整備に努める旨の通知をした。以下、質問する。

北区では、女性の産婦人科医による個別相談を二カ月に一度、平日の日中に二時間程度行っている。女性たちが身近なところで、生理や妊娠などについて正しい知識を得る機会や相談できる場所さらに増やすことを求める。

古田 しのぶ

公明

代表

四

三(四)ウ

次に、身近なところでの女性相談についてです。

女性のための健康相談については、

赤羽健康支援センターで

およそ二か月に一回実施しています。

内容としては、妊活、月経、思春期や更年期など、

女性の心身にわたる様々な悩みなどの相談について、

女性の産婦人科医による個別相談を行っています。

令和二年度は五回実施し、

二十一名の方^(かた)にご利用いただきました。

また、女性からの健康相談については、

各健康支援センターにおいても、

相談者の希望に応じて、

女性の保健師などが対応しています。

ここ数年間の利用状況は、

二十名前後で推移していますが、

相談内容の変遷なども踏まえながら、

(後頁へ続く)

古田 しのぶ

公明

代表

四

(前頁から続く)

女性がより相談しやすい体制となるよう工夫、
改善をしております。

古田 しのぶ

公明

代表

四

(質問の事項及び要旨)

三 誰も孤立させない、ひとりぼっちをつくらない北区へ

(四) 女性支援

エ、産後健診と流産や死産後、心理的負担を抱える家庭への産後ケア事業等での支援について

【要旨】

国では、産後健診を助成事業としている。流産や死産後の女性も産後健診の対象であることが明らかにされた。妊婦健診のように産後健診の受診券を出すことで、出産後の女性が、医療機関を訪れ、心身の状態を把握し、心配な人は支援を受けられるようにすべき。

そして、流産や死産後、心理的負担を抱えている家庭へも、専門の保健師や、ピアサポーター、産後ドゥーラの派遣などの産後ケア事業等で支援すべきだがいかがか。

古田 しのぶ

公明

代表

四

三(四)エ

次に、産後健診についてです。

産婦健診公費負担の実施については、

特別区の課長会などでも検討が行われていますが、

支援が必要な方^(かた)の情報についての

医療機関からの連絡方法や連絡基準などの

課題があります。

産婦健診の実施については、

特別区の協議も見据え検討してまいります。

出産後の産婦の状況については、

新生児訪問の際に、母体回復の状況を把握し、

支援が必要な方^(かた)には状況に応じた

助言を行うとともに、産後ケア事業などを通じて、

必要な方^(かた)に支援が行えるよう努めてまいります。

次に、心理的負担を抱える家庭への

産後ケア事業等での支援についてです。

(後頁へ続く)

古田 しのぶ

公明

代表

四

(前頁から続く)

今年五月、厚生労働省から発出された、
流産や死産を経験した女性などへの
心理社会的支援などについての通知では、
流産や死産を経験した、心身に不調を抱える女性も
産後ケア事業の対象に含まれるとされています、
北区の産後ケア事業は、
宿泊型のショートステイ事業、
デイサービス型のデイケア事業を実施していますが、
事業の実施にあたっては、
流産や死産を経験した女性に、
精神的な負担が生じないように
適切な配慮をすることが課題になります。
今後、国の通知の趣旨を踏まえながら、
流産や死産を経験した女性に対する支援策について
様々な検討を行ってまいります。

古田 しのぶ

公明

代表

四

(質問の事項及び要旨)

三誰も孤立させない、ひとりぼっちをつくらない北区へ

(五) そのほかの孤立対策

ア、ヤングケアラーについて

【要旨】

全国的な調査で存在が知られるようになったヤングケアラーについて、北区でも実態を把握し、家族ケアの尊さとしんどさの両面を踏まえて理解をし、関係機関が連携して必要な支援をする体制を作っていくことを要望する。

(参考)

ヤングケアラーとは、法令上の定義はないが、家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護感情面のサポートなどを行っている十八歳未満の子どものこと。

(例 買い物、料理、掃除、洗濯などの家事。兄弟の世話、当事者の見守り、看病、入浴排泄介助。家計を支えるためのアルバイト。)

《一般社団法人日本ケアラー連盟》

古田 しのぶ

公明

代表

四

三(五)ア

次に、ヤングケアラーについてです。

ヤングケアラーにつきましては、

最近報道で大きく取り上げられ、

その存在が知られるようになりました。

また、厚生労働省が、昨年全国の中学生や高校生、要保護児童対策地域協議会に対し、実施した

実態把握調査では、北区を含め、八割以上の自治体で、支援の重要性を認識している一方、

子ども自身や、家族がヤングケアラーであるという

問題意識を持っていないことや、家庭内のことで、

問題が表に出にくいことなどから、

実態把握が困難であると、回答しています。

また、現段階では、ヤングケアラーについての

周知活動の必要性や、

支援者側がより認識を持って対応すべきとの意見もあがっているところです。

(後頁へ続く)

古田 しのぶ

公明

代表

四

(前頁から続く)

区におきましても、

支援者への学習機会の提供を行うなど、

子どもと接する機会が多い、

子ども家庭支援センターや

教育総合相談センター等が連携し、

必要な支援につなげてまいります。

古田 しのぶ

公明

代表

四

(質問の事項及び要旨)

三 誰も孤立させない、ひとりぼっちをつくらない北区
へ

(五) そのほかの孤立対策

イ 高齢者の中にはスマホを持っていても、ネット予約等が難しい人が多い。

東京都の補助金を利用して、高齢者もデジタル社会の恩恵を受けることが出来るよう支援すべき。

古田 しのぶ

公明

代表

四

三(五)イ

次に、東京都の補助金を活用した、高齢者のデジタルデバイド解消支援についてです。

令和元年度に実施した、北区地域包括ケア推進計画のためのアンケート調査結果では、携帯電話やスマートフォン、タブレットを使っていると回答した高齢者は、全体の八割を超えています。新型コロナワクチン接種の予約の状況を見ても、インターネットを使用してのネット予約などは、不慣れな方が多いと認識しています。

東京都は、地域の実情に応じて幅広くデジタル技術を活用し、誰もが心豊かに自分らしく暮らせる長寿社会の実現に向けた取り組みを支援する、「子供・長寿・居場所 区市町村包括補助事業」を開始しました。

(後頁へ続く)

古田 しのぶ

公明

代表

四

(前頁から続く)

今年度は、四自治体をこの制度の対象とし、その後、二〇三〇年までに都内全域に展開することとしています。

この制度の活用には、子育て支援や長寿社会の実現、様々な方(かた)の居場所づくりといった、分野横断的な取り組みや、事業効果が複数分野に波及する

先駆的な取り組みが求められることから、区としては、先行する自治体の取り組み事例を参考に、今後の申請に向け、検討を進めてまいります。

また、「新しい日常における介護予防・フレイル予防活動支援事業」につきましては、一般介護予防事業での活用を見据えて、今年度中の申請に向け、現在、準備を進めています。

古田 しのぶ

公明

代表

四

(質問の事項及び要旨)

三誰も孤立させない、ひとりぼっちをつくらない北区へ

(五) そのほかの孤立対策

ウ、児童発達支援センターについて

【要旨】

本年四月に児童発達支援センターが開設された。

教育総合相談センターとも連携し、児童発達支援センターに来たら笑顔になれるよう、相談機能や子ども療育、親のサポートなど、充実した取り組みを期待する。具体的な取り組みを示してほしい。

また、必要な人が活用できるよう、関係機関へのリーフレットの配布による周知や、幼稚園、保育園、児童館、小中学校などと連携し、発達が気になる子どもについては訪問して支援に結び付けることも必要と思うがどうか。

古田 しのぶ

公明

代表

四

三(五)ウ

次に児童発達支援センターについてです。

本年四月に、開設した児童発達支援センターでは、相談を行う際には

保護者の目線に立ち、

子どもが集団になじめない、

養育困難を感じるといった

背景に、発達の偏り(かたより)や障害が

影響しているかを、明らかにすることからはじめ、

悩みの共有、対応策を保護者と共に考えています。

児童発達支援センターへ移行し、

支援対象が、就学前から十八歳未満までに

拡大したことなどから、今まで以上に、

子どもの特性の理解を深め、丁寧に対応し、

相談機能の充実をはかってまいります。

また、新たに、言語聴覚士、心理相談員等の、

専門職員による、保育所等訪問支援事業を実施し、

(後頁へ続く)

古田 しのぶ

公明

代表

四

(前頁から続く)

保護者の悩みに対応できるよう、つとめてまいります。
今回、リーフレットを作成し、
関係機関に周知をしたところですが、
よりきめ細かに、必要な方へ情報発信できるよう
引き続き対応してまいります。

古田 しのぶ

公明

代表

四

○（質問の事項及び要旨）

三 誰も孤立させない、

ひとりぼっちをつくらない北区へ

（五）そのほかの孤立対策

エ 子どもを真ん中に置いたつながりの場づくりに
ついて

【要旨】

国は子ども未来応援交付金「つながりの場づくり緊急支援事業」を実施している。感染症対応地方創生臨時交付金も活用すれば自治体負担は5パーセントで済むと聞いている。対象事業は、地方公共団体の委託を受けてNPO等が実施する子ども食堂やフードパントリー、子どもの居場所の提供、衣食住の生活支援、学習教室、相談窓口やコーディネーターの配置など多岐にわたる。

北区で活動するボランティア団体等も財政基盤がぜい弱であり、さらに積極的に応援すべきである。当該事業の活用の是非及びこうした活動の促進について教育長の見解を伺う。

古田 しのぶ

公明

代表

四

三(五)エ

次に、子どもを真ん中に置いたつながりの場づくりについてです。

つながりの場づくり緊急支援事業は、子どもの居場所づくりなどをNPO等に委託して、行政の必要な支援につなげる事業で、複数のこども食堂から、制度の活用について、ご相談を受けているところです。

当該制度は、区の委託事業を担うものであるため、区と事業を受託する団体が連携して、全区的な支援体制を整える必要があります。

また、当該制度は国の時限的な措置であるため、既存の補助制度と組み合わせるなど、持続可能な実施方法を検討しておく必要があります。現在、区長部局や北区社会福祉協議会と、制度の活用について協議しているところですが、

(後頁へ続く)

(答弁案)

教育長答弁

子ども未来部子ども未来課・子ども家庭支援センター

古田 しのぶ

公明

代表

四

(前頁から続き)

さらに検討を深めるため、

今後、活動団体と意見交換を行う場を設けるなど、

さまざまな角度からご意見を伺ったうえで、

制度活用の可否を見極めてまいります。

古田 しのぶ

公明

代表

四

(質問の事項及び要旨)

四 G I G Aスクール構想スタートにあたって

(一) 教員への支援について

【要旨】

教員が無理なく有効に活用できるようなデジタル教材の導入等や家庭学習を行うための支援を行うことが必要だが、どのように支援しているのか。

古田 しのぶ

公明

代表

四

四(一)

次に、GIGAスクール構想のスタートにあたってのご質問に、順次お答えします。

はじめに、教員への支援についてです。

GIGAスクール構想のスタートに向けては、

昨年度、児童・生徒や教員への

一人一台の学習用端末配備と

学校内の高速通信環境整備の取組みを進めるとともに、各学校の教員代表などが参加した

ワークショップや運用検討委員会を開催し、

教育活動において使いやすく、

効果的なデジタル教材の検討なども行いました。

その検討結果を踏まえ、本区では、

個別最適な学びに資するスタディサプリやeライブラリ協働的な学びに資するロイロノートやスクールタクトなど、他区より充実したソフトウェアを導入し、

学校と家庭の双方での学びに活かせる

ソフトウェア環境を実現しました。

(次頁へ続く)

古田 しのぶ

公明

代表

四

(前頁から続く)

既に、本年四月以降、各学校において、順次、使用を開始しておりますが、

新たに導入した端末機器とデジタル教材であり、活用状況には、学校ごと、また、教員ごとに差が生じているのが現状です。

そのため、本年度は、サブファミリーブロックごとに一名の推進員を選出し、

この推進員がデジタル教材等を活用した

各校の教員向けの公開授業等を行って、

全校の取組みの均質化とレベルアップを図ります。

また、全教職員を対象とした教育課題研修会、

各校の活用事例紹介や端末操作等の技能研修なども行い教員の活用能力向上と負担軽減を図りつつ、

G I G A スクール構想の取組みを推進していけるよう、教育委員会として、しっかり支援してまいります。

古田 しのぶ

公明

代表

四

(質問の事項及び要旨)

四 G I G Aスクール構想スタートにあたって

(二) 子どもの登下校の際の荷物の

柔軟な対応について

【要旨】

子どもの登下校での荷物については、
今年度から学習用端末も加わった。

夏場は水筒も持参することになり大変重量がある。
使用しないときは端末を家庭に置いておくことや
教科書を学校に置いておくなど
柔軟な対応が必要と考えるがいかがか。

古田 しのぶ

公明

代表

四

四（二）

次に、子どもの登下校の際の荷物の柔軟な対応についてです。

教科書のページ数増加や大型化、学習用端末の持ち帰りなどにより、児童・生徒の登下校における荷物が以前に比べて増加したことは認識しております。

平成三十年九月には、文部科学省の事務連絡「児童生徒携行品に係る配慮について」を

学校に周知し、

児童・生徒が持ち帰る荷物の重さや量について検討し、配慮するように依頼しています。

また、学習用端末の持ち帰りを始めた本年四月にも再度、この事務連絡を周知しました。

この通知を踏まえ、各学校では、現在、教科書等の教材を学校に置いておくことを認めてない学校はありませんが、

（後頁へ続く）

古田 しのぶ

公明

代表

四

(前頁から続く)

学校や学級によって、教科書等の保管スペースが異なることや、学年によって家庭学習で必要な教科書などが異なることなどから、教科書を学校に置いておくことによる荷物軽減についての区として一律の基準を出すことは難しいと考えています。

今後は、一人一台の学習用端末の活用により学習教材等のデジタル化が進むことが見込まれることから、児童・生徒の荷物の軽減にもつながるものと考えておりますが、引き続き、各学校が荷物の重さには十分配慮し、児童・生徒の負担軽減につながるよう、指導・助言してまいります。

古田 しのぶ

公明

代表

四

(質問の事項及び要旨)

四 G I G Aスクール構想スタートにあたって

(三) すべての学童クラブ室の通信環境の整備について

【要旨】

通信環境が整っていない学童クラブがあり、学習用端末を使用した宿題ができないとの相談があった。一日育成となる夏季休業期間までに、すべての学童クラブ室の通信環境整備を求める。

古田 しのぶ

公明

代表

四

四（三）

次に、すべての学童クラブ室への通信環境の整備についてです。

学童クラブは、就労等の理由により保護者が不在となる家庭の児童に対し、生活の場を提供する事業です。

そのため、学童クラブ室においても、家庭学習に代わる学習活動が行えるよう、環境整備を図る必要があると考えており、学校施設における通信機器の更新の機会を捉え、順次、整備に取り組んでまいります。

まずは、全学童クラブの状況把握を進めるとともに、環境整備が必要な学童クラブについては、児童の学びの環境に格差が生じないように、校外活動用のルーターの活用や、学校運営に支障のない範囲で通信可能な特別教室を使用するなど、

（後頁へ続く）

(答弁案)

教育長答弁

子ども未来子どもわくわく課・教育振興部学校支援課

古田 しのぶ

公明

代表

四

(前頁から続く)

夏季休業期間に向けて、
必要な対応に努めてまいります。

古田 しのぶ

公明

代表

四

(質問の事項及び要旨)

四 G I G Aスクール構想スタートにあたって

(四) 「まなびポケット」の学童クラブや部活動の欠席
連絡等に関する活用について

【要旨】

導入された「まなびポケット」を利用して、保護者が
担任等に児童生徒の欠席・早退・遅刻をオンラインで報
告できるよう、機能が拡充されていくようだが、学童や
部活の欠席連絡もできるようにして欲しい。

《まなびポケット》

さまざまなデジタル教材を活用できるとともに、連絡
機能やファイル共有機能を有する教育用クラウドサービ
ス。

古田 しのぶ

公明

代表

四

四（四）

次に、「まなびポケット」を利用した、学童クラブや部活動の欠席連絡等に関する活用についてです。

学校と保護者間における連絡手段について、電子化を進めることは、

迅速で効率的な連絡や情報共有を実現できるとともに、学校・保護者、双方の利便性や負担軽減に、つながるものと考えています。

連絡帳機能や、児童・生徒の欠席連絡等の電子化につきましては、

本年七月までに実用化を図るよう、区立小中学校全校に対して働きかけを行っています。

部活動に関する連絡につきましては、すでに、電子化を進めている学校もあり、各学校における取組を推進してまいります。

（後頁へ続く）

古田 しのぶ

公明

代表

四

(前頁から続く)

一方、学童クラブについては、
端末配備や情報セキュリティ面の課題から、
現時点において「まなびポケット」を活用することは
難しいと考えておりますが、
放課後子ども教室で導入している入退室管理システムの
学童クラブへの導入及び機能の拡充を
検討してまいります。